

自転車も 2026年4月1日
交通反則通告制度開始



自転車NEWS
スタートアップ編

警視庁交通部

※自転車の運転者(16歳未満の者を除く)がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。

交通反則通告制度とは

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結されるという制度です。

自転車の交通違反

- ・警告に従わず違反を続けた
- ・車両や歩行者に具体的な危険を生じさせた
- ・交通事故に直結する危険な運転行為

反則告知(青切符交付による取締り)

例) 一時不停止



例) 信号無視



反則金(銀行や郵便局で納められる)

不納付(払わない)

納付(払う)

終結

刑事手続きへ

- ・刑事裁判
- ・家庭裁判所の審判

飲酒運転など
特に悪質性・
危険性が高い

赤切符
(交通切符)
による取締り

悪質性・危険性
が低い

指導警告



©くまみね

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

警視庁交通部
特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

